

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第53号

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則

香川県立高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(香川県公有財産規則の適用除外) 第27条 施設の一時的な使用については、 <u>香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）</u> 第24条の規定は、適用しない。					(香川県公有財産規則の適用除外) 第27条 施設の一時的な使用については、 <u>香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第24条）</u> の規定は、適用しない。				
別表第1（第3条、第6条関係）					別表第1（第3条、第6条関係）				
項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員	項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
略					略				
3	短期課程	略 <u>金属ものづくり科</u> 略	6月	<u>5人</u>	3	短期課程	略 <u>機械金属加工科</u> 略	6月	<u>10人</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。